

市川顕編著  
『EU の社会経済と産業』  
(産研レクチャー・シリーズ)  
関西学院大学出版会 2015

香川 敏 幸

本書の成り立ちと特色

本書は、「はじめに」で编者(市川顕・関西学院大学産業研究所副所長)が紹介しているように、関西学院大学の教養教育課程にある学部学生に向けて開講された総合コース講座「EU の社会経済と産業」の講義をもとに、その講座名をタイトルとして編集構成されており、同大学産業研究所の「レクチャー・シリーズ」として発行されたものである。

本書の特色のひとつは、その成り立ちに由来すると思われる。すなわち、EUに関する学術研究・教育・一般への普及の拠点として活動するEUインスティテュート関西(EUIJ 関西)の学部学生のEU研究を奨励する目的で設置する学修プログラムに、コンソーシアムを構成する大学機関のひとつとして関西学院大学が開講する科目を提供しており、履修者はEUそのものへの関心を有するか、少なくとも英国、フランス、ドイツなどヨーロッパ諸国・地域それぞれの国々について一般事情から社会経済・産業などに特化して関心を持ち学修意欲の高い学生諸君の履修が期待できるうえに、これらの科目を履修して単位を取得できるだけでなく、一定の要件を充たせば修了証(サーティフィケート)が授与されることから、履修生の動機づけがなされている。このことから、学修効果が予め見込まれる条件が備わっているといえる。具体的には、実際の教室で授業担当者と受講する学生との間で双方向の授業が展開された結果、授業担当者は自らの講義ノートを元に学生の理解度

や反応を、あるいは質問に応じる形で確認でき、そのような双方向性の授業を基にして、いわば「顔の見える」読者を想像することが可能であるというメリットを生かすことができるということであろう。この点は、通常のテキストや一般書や、学術専門書といわれる類書にはない特色を本書が備えている所以ではないかと思われる。

このような特色は本書の第3講(23~32ページ)で、したがって講義の中でも履修生に詳しく講述されている。すなわち、「なぜ関西学院大学でEUを学び、EUを理解するのか」という講座の意義について、関西学院大学とEU、EUIJ 関西、そして「世界市民」に向けてなど、地域における大学の役割や使命を強く意識しながらEUとの関わりの中でグローバルな知の基盤を提供していること、そしてそのことが、とりもおさず学生諸君に広い視野で学ぶことの大切さと未来の展望に結びつくことを語りかけている点で、まさに本書が関西学院大学ならではのユニークな内容となっていることを示している。

本書は、各分野を専門とする執筆陣が、各論においてEUの社会経済・産業政策やEU諸機関とくにEU委員会(EC)と中核的な加盟国(イタリア、ドイツ、フランス、そして英国など)との関係など、タイトルに示された諸分野を個別に論述しながら、EUを深く理解するうえで必須と思われる核心に迫るという点で、さらにこれからEUを本格的に学ぼうとする専門課程の学生や欧州でのビジネスに関わる社会人にも薦めたい。

## 本書の構成と内容（概要と各論について）

本書は、編者を含めて6名の執筆者により、次の14講（目次・はじめに・索引を除き）から構成されている。

第1講 EUとは何か—その概況と統合の歴史（1～10ページ）／第2講 EUとは何か—その拡大と機関（11～21ページ）／第3講 関西学院大学とEU（23～32ページ）／第4講 EUの産業の特徴（33～63ページ）／第5講 EUにおける自動車産業（65～112ページ）／第6講 EUの企業形態（113～126ページ）／第7講 EUのコルポレート・ガバナンス（127～140ページ）／第8講 EU中小企業の現状と役割（141～156ページ）／第9講 EUの中小企業政策（157～166ページ）／第10講 EUのワーク・ライフ・バランス（167～193ページ）／第11講 EUのジェンダー政策（195～217ページ）／第12講 EUの資本市場と規制（219～237ページ）／第13講 EUの企業情報開示（239～256ページ）／第14講 EUはいかなるパワーか（257～275ページ）

以上の構成が示す通り、本書が扱うトピックと項目は多様な領域・分野に及ぶ。すなわち、EUの現状と歴史、制度の深化と加盟国の拡大など基本的事項を易しく解説するのみならず、欧州産業の特徴とその代表的な事例である高級品産業のブランド戦略・産業クラスターといわれる産業集積地域・先端技術産業、欧州の代表的な産業である自動車産業、社会的市場経済という大陸欧州あるいはドイツ特有の企業の形態とまた労使共同決定方式を有するその統治（コルポレート・ガバナンス）、一般的な大企業中心の産業論に対する中小企業の現状・地位・役割、欧州固有の補完性（サブシディアリティ）原則と社会的結束（ソーシャル・コヒジョン）ならびに欧州地域政策と関わる中小企業政策、雇用・家族そして男女機会均等など社会政策を統合する社会的欧州（ソーシャル・ヨーロッパ）、そしてグローバルな標準・基準に関わる金融・資本市場規制と会計情報の開示（ディスクロージャー）、グローバル・プレーヤーとしてのEUの

規範・規制パワーなど、EUと日本との関係にも触れながら今日的なトピックを扱っている。

次に、本書を編き各講で講述されている内容を適宜紹介して、本書を通じて描写されるEUの実像を理解しておきたい。

第1講と第2講では、「EUとは何か／EUの独自性／ECSCからECへ／深化と拡大」及び「EUの統合—深化と拡大／EU加盟手続き／EUの主要機関／EU理事会と欧州議会」など、EUの概要と歴史、そしてEUがどこまでその統合を条約や制度・政策で深化させ、また地理的に加盟国を拡大させているかを概観する。

EU（欧州連合、ヨーロッパ連合）を語るとき、多くの場合一般から、「EUとは何であって、何でないか」という、相反する問いに直面することがある。つまり積極的または肯定的な定義と消極的または否定的な定義が求められることになる。これらの問いに真つ向正面から答えようとするとう相当の覚悟が必要になる。そこで少々遠回しに、「EUとはこれこれのようなものであって、これこれのようなものではない」という答えで間接的に対応することもしばしばである。「EUとは組合のようなもの」（確かにユニオンであるから同義かもしれないが）という比喩的な定義も見られる。（中村民雄（2015）「EUとは何か—国家ではない未来の形—」信山社、7ページ）

EUは、2015年の時点でヨーロッパの28の国家が加盟する連合体であることは、知られている通りである。またその人口・経済規模でアメリカ合衆国の1.5倍ないし1.1倍であり、日本と比較するとそれぞれ4倍と3倍となり、世界でトップの経済力を有する。そして本書のいわば結論にあたる第14講「EUはいかなるパワーか」で、そもそも今日のEUのパワーの根源がどこにあるのかを解明することに結びつくのであり、EUのパワーはかつてのように軍事力のハードなパワーではなく、規範（norms）やそれに基づく規制（regulations）というソフトなパワーであり、平和を希求するために自由や民主主義、そして人権など基本的な価値を規範の拠りどころとする制度や政策によって統治する政体（governing entity）として、統合体内部の統治を行うのみならず、グローバルな主体

として外部へ向けてその影響力を波及させている、そのことにこそパワーの根源があるとする。EUの規制政策に対してはマイクロソフト社がOSにソフトウェアを一括化（パッケージ）する戦略を取っていることに対して2007年当時のM. モンティEC委員が規制し欧州裁判所も支持した事件などを背景に、一部に「規制帝国主義（ウォール・ストリート・ジャーナル紙2007年10月26日）」と批判するような出来事があったことは記憶に新しい。日本はEUとの間で、1980年代以来政策対話を続け、相互に基準認証制度や政府調達などを巡り地道に交渉してきた経験からも、現在進行中の経済包括協定（EPA）の締結へ向けて、米国とは違った意味で、このようなEUのパワーのあり方を理解しておく必要がある。

第4講では、本書のタイトルでもあるEU（ないしヨーロッパ）の産業について、「EUの産業には特徴があるか」という問いから始め、ヨーロッパ産業の特徴を日本やアメリカと比べてその産業の特化（スペシャリゼーション）の違いにあるとして、三つの事例（高級品産業・産業クラスター・先端技術産業）を挙げ、代表的な高級品ブランドグループであるルイ・ヴィトン社（今日のLVMHモエヘネシー・ルイヴィトン・グループ）の起源とヨーロッパ経済に占める役割、地域ごとに特定の産業群（靴・家具・食料品など伝統的な商品生産の地場産業やバイオ・ICT・航空部品など先端技術産業）が集積し合ってネットワークを形成する産業クラスターの代表であるイタリア産業特区・ディストレット、英仏そして独などを中心に旅客機開発製造共同プロジェクトから発展してヨーロッパを代表する先端技術産業へ成長するエアバス・インダストリー社、そして特にEUが目指すヨーロッパ航空宇宙産業の国際競争力戦略“Stars21”などを通じてEU産業政策との関わりに言及する。

第5講では、ヨーロッパの代表産業である自動車産業について、第4講に続きこの部門の有名ブランド自動車生産の歴史と伝統、それらの主要生産国における生産クラスター・集積地の意義に焦点を当てる。そして特に1990年代からの情報化、ICTの発展、さらにとりわけ「グローバル化の特例」として、EUの中東欧諸国への拡大に伴って

直接資本投資によって生産工場と労働力市場とが外延的に広がり、グローバルな国際競争が激化するなど、ヨーロッパ自動車産業の環境変化が著しいことなどが、極めて詳細に講述される。この1990年代をヨーロッパ自動車産業の転換点として、「グローバル化の中のグローバル化」がヨーロッパ自動車企業に及ぼす影響とそれに対応する企業の戦略におけるドイツのフォルクスワーゲンとフランスのルノーの戦略比較、そしてヨーロッパ自動車産業の発展をリードするEUの競争政策・環境政策・研究開発政策・新しい技術基準の導入など、自動車産業との関係を明らかにする。

第6講では、資本主義市場経済の主要アクターである企業とその形態（所有と経営あるいは支配、今日では企業のステークホルダー間の関係による企業統治や社会との関係でCSRが重要なトピックになっている）について、アメリカを代表とするいわゆる「アングロサクソン型」企業経営（今日、ある種のグローバル・スタンダードとして普及している）と「ヨーロッパ型」企業経営の特徴を比較して、企業形態の多様性を理解することを主眼にしている。特にドイツ経営学研究の伝統が関西学院大学に受け継がれていることから、本講もまた本書の特色のひとつであると言える。ドイツの企業形態に影響を与えている理念と制度の考え方には「社会的市場経済」（アングロサクソン型のように過度に市場原理を重視するのではなく、政府が社会的な目的のために市場を制御するように誘導するという、ドイツ・フライブルク学派の新自由主義の影響を受け、第2次世界大戦後の西ドイツの奇跡の復興を果たしたL. エアハルトの経済政策の指導原理。次の第7講で改めて言及される。）があり、またこの市場ではなく社会的側面を重視して企業経営の根幹を成している従業員の経営参加形態である労使（または労資）共同決定制度について説明したうえで、ドイツの企業形態（個人企業、合名・合資会社、株式会社）を挙げ、次にドイツ企業形態の特徴について日独比較を行う。ここからドイツの巨大企業には同族企業・コンツェルンの合資会社が含まれるという特徴が明らかになる。さらにはEUヨーロッパ会社法規則による「ヨーロッパ会社SE」というEU独自の企業形態

があり保険会社のアリアンツや化学会社のBASFなどの例が紹介されている。

第7講では、「会社は誰のものか」という問いから、まずヨーロッパ型、したがってドイツ型企业経営では社会的市場経済原理に基づいてその組織運営が行われることが再確認される。また同じく、ドイツのトップマネジメント組織が株式法に基づき監査役会と取締役会との「二元制システム」であり、日常の業務執行を行う取締役会とそれを監督する監査役会とに機能が分離されていること、そして重要なポイントはそれぞれに労使同数のメンバーが参加して共同決定が行われることでありまた監査役会の強い権限に特徴があることなどが指摘されている。ワイマール共和国憲法下での「経営評議会（レーテ）」の由来から戦後において「モンタン共同決定法（1951年）」が成立して今日に至ること、またドイツの監査役会の権限の大きい実態を、2004年に生じた三菱自動車のリコール隠しによる経営悪化に対する支援を巡り、当時資本提携をしていたダイムラー・クライスラー社の取締役会の決定を資本・労使共同で監査役会が拒否した事例で紹介する。トップマネジメント組織の実際についてフォルクスワーゲンとポルシェの株式支配関係が明らかにされ、その「マルチブランド戦略」および監査役会の実際なども紹介される。最後に、「フォルクスワーゲン法（1960年）」によって設立されたフォルクスワーゲンの株主議決権に対する制限の特殊性が明らかにされ、それにもかかわらずその本社の所在地であるニーダーザクセン州が同社の20パーセントの持ち株で拒否権が認められていることなど、EUでは例外的な事例であることに気づかされる。

第8講では、前講までの産業論・経営論においてどちらかというところまで余り注目されていない「中小企業という存在」に焦点を当てる。まず中小企業の存在は日本をはじめ多くの国で、その企業数やそこで働く従業員数において圧倒的な比重を占めていることが紹介される。最近、日本でも「ものづくり」における中小あるいは零細企業の存在に光が当てられてきているが、2010年に閣議決定された「中小企業憲章」やEUで2008年に交わされた「小企業議定書」など、中小企業重視

の政策が見られるという。次に経営学の視点から、中小企業の特徴・中小企業の地位・中小企業の役割について、それぞれ「人間サイズの企業」と「異種多元性」という表現で特徴を表し、従業員数250名というような基準やその他に売上高・資産額で範囲を定義し、経営権の25%を他企業に占有されていないという「経営の独立性」が重視されること、そして中小企業には①地域雇用の創出（＝地域経済活性化の担い手）、②地域コミュニティの担い手、③個人・地域的需要を満たすこと、④芸術・文化の担い手、⑤市場競争を促進する担い手、⑥新産業の苗床（インキュベーション）などが挙げられる。先の「小企業議定書」やポスト・リスポン戦略の「ヨーロッパ2020」などEU小史に触れて改めて中小企業優先政策を確認する。最後に、EU全体の中小企業政策と加盟国・地域の政策との関係を規定する補完性原則ならびに社会的・地域的格差を縮減させる結束政策あるいは社会的結束という、EUの理念・制度を紹介する。

第9講では、第8講のEU小史をさらに詳しく、EUの中小企業政策に焦点を絞り、1980年代までと1990年代以降とに大きく時代を分けて、その発展過程を解説する。中小企業政策、特にヨーロッパでは小企業に対する施策が重要視されるのは、深刻な雇用問題（若年層の失業問題は特に深刻）であり地域経済振興・活性化が求められるからである。1983年を「ヨーロッパ中小企業とクラフト産業のための年」と定めたこと、1986年にはEC委員会に中小企業対策担当委員が任命されたこと、さらに1989年には委員会部局として第23総局が設置されるなど、より積極的にEU諸機関の関与・責任が明確になったこと、さらに1993年には「成長・競争力・雇用に関する白書」（コペンハーゲン・サミットでの欧州理事会合意）を経て2000年の「欧州小企業憲章」という歴史的に意義のある形での小企業優先政策に結実したと評価する。この憲章に基づき、2008年に「小企業議定書」締結へと続き、EU・加盟国・地域が一体となって推進する「拘束力」をもつことになるという。

第10講では、ワーク・ライフ・バランスという言葉は、最近、日本でもよく耳にするが、では「それは何ですか」と聞かれて戸惑う人も多いようで

あるので、まずワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活について自らが希望するバランスで展開できる状態」と定義される。なぜワーク・ライフ・バランスが必要なのかということに関しては、個人・企業・社会のそれぞれにとってメリットのある関係が生れることだからと解説される。確かに日本の社会においても「仕事がしやすく生活しやすい条件」が、総人口の減少・超少子高齢社会（＝縮減社会）といわれる現状を打開する基本的な方策であろう。そこで本講では、日本におけるワーク・ライフ・バランスが導入された経緯とその取り組みの実際、そしてワーク・ライフ・バランスの現状など、日本のケースがいくつかの関連図（女性の労働力率、出生率など）を交えてかなり詳細に解説される。日本における取り組みの現状から、正社員に対しては「バランス」が改善されている一方で「非正社員」（社会全体の4割に相当）に対する取り組みが十分ではないという課題が指摘される。本題であるEUのワーク・ライフ・バランスについてはその導入された経緯と取り組みについてコンパクトにまとめられている。「欧州雇用戦略」を出発点として、「社会統合（または包摂）」（ソーシャル・インクルージョン）という市民の福祉に重点を置く基本理念に従って4つの柱（技術の習得による雇用可能性、ビジネス起業のチャンス、フレキシキュリティ＝労働市場の流動性と労働者の生活安全保障、機会の均等）、そして6つの政策（男女均等政策、非典型労働者政策、労働時間政策、就業促進政策、Making Work Pay（福祉から就労へ）政策、そして人口政策）など、ライフサイクル・アプローチによる取り組みが紹介される。最後に、日本がEUから学べることとして、仕事と育児の両立支援と男女の機会均等度を上げること、そして「フレキシキュリティ」と「積極的労働市場政策（公的職業訓練）」を挙げ、提言している。

第11講では、社会の様々な場面で見られる男女間格差（ジェンダー）の問題を主に雇用分野にテーマを絞って講述している。まずライフサイクルを通じた働き方についてOECDによるデータ（2012年）の「男女別にみた年齢別（20歳から65歳未満までの5歳毎）就業率」を用いて、EU諸国を

大きく4つのパターンに分類する。すなわち、①右肩下がり型（女性の就業率が20代後半の比較的早いタイミングでピークを迎え、それ以降の年代ごとに低下してゆくパターン）、②M字型（出産・育児と就業とが重なる年代の女性の就業率が一旦低下するパターンで、欧州の例では30代から40代半ば、日本の場合は20代後半から30代前半に見られる）、③右肩上がり型（20代の若年期において就業率が低く、30代から40代で上昇して50代でピークとなる旧東欧諸国で多く見られるパターン）、④逆U字型（男女ともに20代の若年期と50代後半で就業率が低く30代前半から50代までピークがなだらかに続くパターン、ただし就業率の男女間格差の小さい国、中くらいの国、そして大きい国の3つに分けられる）。これらの4パターンから、「育児や介護に国が関与する度合いが大きい国ほど（年齢別就業率の）男女間格差が小さい逆U字型であることがわかる」と分析している。男女間格差（ジェンダー）は雇用分野で、職域分離・就業形態・賃金格差という形で見られるだけではなく、家庭の中での家事・育児分業でも男女間格差がみられる、と指摘している。続けてEUの男女均等政策について、「男女同一労働同一賃金」（ローマ条約119条）、「同一価値労働同一賃金」（ILO100号条約）からEUの「男女同一賃金指令」（1975年）・「男女均等待遇指令」（1976年）の採択を経て、1999年にはアムステルダム条約発効とともに「EUレベルでの『ジェンダー主流化（Gender Mainstreaming）』を機軸としてあらゆる分野で男女均等の取り組みがなされていることが、雄弁に解説されている。それにしても日本のジェンダー政策の立ち遅れが著しいと痛感せざるを得ない。EUから学ぶべきことが多いと実感させられる。

第12講では、EUの成立の歴史をおさらいして、単一市場（1992年完成目標）・マーストリヒト条約発効によるEU成立・旧東欧諸国への拡大というプロセスによりEUの形成と社会経済環境の変化を概観し、経済通貨同盟の結成、ユーロの導入（1999年）による通貨統合（2002年）とユーロ圏拡大へと進む現状の中で、2009年10月に発覚したギリシャ財政赤字の粉飾問題に端を発した「欧州ソブリン危機（国債・国の借金をめぐる問題）」

が為替市場を通じて金融資本市場を揺るがす事態に陥り、まさに「ユーロのゆらめき」を生んでいることなどを非常に分かり易く解説する。本題のEUの資本市場の問題では、資本の移動がグローバルでハイスピードであるという特徴を指摘したうえで、EU市場統合したがってその環境整備にはヨーロッパの経済活動を活性化させるという意図があることを指摘する。そのためにEUはまず「投資サービス指令（ISD）」（1993年採択・1996年発効）による証券市場の自由化・統合（投資取引仲介業者の域内単一免許制・域外との相互主義・取引情報の透明性など）を進め、ユーロを通じたクロスボーダーでの金融サービスの便益を実現するために「金融サービス行動計画（FSAP）」（1999年）を策定。行動計画には戦略目標（証券取引の仲介専門業者同士の単一ホールセール市場開設・加盟各国の法制度整備など）と一般目標（最適な単一資本市場形成のための広範な条件を定めること）が定められた。さらに資本市場の自由化のために各種の金融監督機関（欧州証券規制委員会・銀行監督委員会・保険企業年金監督委員会）を設置して立法手続きの柔軟化と迅速化を図るとともに「本国監督主義」の徹底も提唱するなど、EUの金融監督制度の整備を解説している。最後に、EUの資本市場の現状について証券取引所の統合というグローバルな流れの中での位置づけを行っている。

第13講では、信号機や地図情報などの身近な例を用いて「情報表現とルール」について分かり易く説き起こした後、企業情報を「企業の状況を会計のルールに従って表示した情報」と定義し、その代表例が一般に決算書といわれるものであると説明する。EUではその成立する以前のEEC（欧州経済共同体）の時代から「会社法指令」（第1号指令・1968年～第12号指令・1989年、本書244ページの表1）により各国の会社法の調和化（ここで言う「調和化」とは、例えば財務諸表に計上される金額の評価について、一般原則を「取得原価主義」としながらその原則からの離脱、すなわち「時価評価」も容認するというような漸進的な考え方）が図られ、特に企業会計に関する二つの指令「第4号指令・1978年」（「株式会社の（個別）

財務諸表」と「第7号指令・1983年」（「株式会社の連結財務諸表」）に関して、財務諸表（貸借対照表や損益計算書の総称）及び関連情報を開示（ディスクロージャー）することで、「会社の状況についての true and fair view（真実かつ公正な概観）を表示すること」という基本的な考え方を、またグループ会社における親会社・子会社一体の連結財務諸表の意味などを解説する。ディスクロージャーの意義については経営者から現在の株主（出資者）に対する報告責任（アカウンタビリティ）であり、また将来の株主（投資者）に対する「情報の非対称性」という情報ギャップを埋める意味でもある。EUは、2005年から国際会計基準の適用（適用の範囲は域内にある規制対象の証券取引所に株式を上場公開し、かつ本社がEU域内にある会社の連結財務諸表）を行うが、その背景と経緯について説明する。さらに国際会計基準の適用はEUに限らず日本や新興国を含め世界的な潮流であるので、そもそも国際会計基準が作成された経緯について、そしてまたその意義について解説した後、EUが採用している国際会計基準はもともと資本市場を規制する国際機関である証券監督者国際機構（IOSCO）が承認した世界的な国際会計基準を開発する組織である国際会計基準審議会（IASB）が作成したものであって、EU独自ということではないことを留意する必要があるとして、EUによる国際会計基準の適用の日本への影響について言及する。最後に、EUの会計に関する会社法指令の失効後における企業情報開示に関して、「金融商品市場指令」（2007年発効）・「目論見書指令」（2005年発効）・「透明性指令」（2007年発効）などに触れた後、多種多様な企業情報一般について分類・類型に基づき整理したうえで、EUが会計指令の改正案により「経営報告書 management report」という新たな企業情報を採用する方向であることが紹介されている。

#### むすびに 学際的な研究と教育の融合をめざして — 関西学院大学の挑戦

以上のように、本書はEUの社会経済統合のダイナミズムをそれぞれの分野に深く切り込みながらEUの全体像を横断的に貫くものがあり、初学

者にも分かり易く工夫を凝らしながら丁寧に解説しており、評者自身、読了後の満足を覚えるものがある。今日、EUにとってユーロ危機がグローバル・イシューのひとつになり、またウクライナ情勢やシリア内戦の混乱による難民問題などの周辺事態による影響、そして何よりもEU市民による懐疑や将来に対する悲観など、EUのあり方と今後については「統合の深化・拡大」に対する「統合の終焉」など逆説的な傾向も見られる。このような状況においてこそ、真にEU研究と教育の融合が求められる。

関西学院大学が、EUインスティテュート関西のコンソーシアム校としてEUに関する研究促進や情報発信など、今後とも日本とEU関係のさまざまな交流に一層貢献されることを期待したい。

最後に、本書に対する要望を付け加えておくことをお許し願いたい。各講によって注・文献や分量（ページ数）に不統一があり、内容の難易度でも差異が見られるので、読者によって多少消化不良に感じられるかもしれない。また初学者を悩ますEUに特有の略語やまた事例の選択の妥当性、部分的な記述の重複や冗長さと誤植などに注意して、講座履修者のために更なる工夫が重ねられることを望みたい。